

甲突川左岸緑地における賑わい創出イベントの実施事業者の募集に係る
企画提案競技実施要領

1 実施提案を求めるイベントの目的

甲突川左岸緑地において、“食の魅力活用”と“ナイトタイムエコノミー推進”をテーマとする定期イベントを実施することで、賑わいを創出するとともに、天文館や鹿児島中央駅等周辺エリアとの回遊性向上につなげる。

2 実施提案を求めるイベントの概要

(1) イベント実施場所

①所在地

甲突川左岸緑地（鹿児島市加治屋町3）

②実施エリア

高見橋～戦災復興記念碑まで(右図赤色部分)

(2) イベントの実施期間等

①実施期間

令和8年5月1日～令和9年3月20日まで、
毎月実施（20日間程度）

②営業時間

ア 5月、6月及び11月から翌年3月まで

- ・ 16時から21時までを営業可能時間とする。
- ・ 閉店後の片付け作業については、22時までに完了すること。

イ 7月から10月まで

- ・ 16時から22時までを営業可能時間とする。
- ・ 閉店後の片付け作業については、23時までに完了すること。

※営業時間について

- ・ 甲突川左岸緑地においては、これまで「21時閉店、22時までに撤去完了」のルールでの商行為実施を認めていたが、今回、試験的に営業可能時間の延長を行うもの。
- ・ 特に21時以降の営業については、近隣住民等への影響がないよう、音や照明等の取扱いに十分留意すること。
- ・ 営業時間の取扱いについては、期間中に変更となる可能性があることに留意し、観光戦略推進課や公園管理者からの指示がある場合には、これに従うこと。

(3) イベント内容に関する条件

①本市の観光資源のひとつである“食の魅力”を活用したイベントであること。

②ナイトタイムエコノミー*推進に資するイベントであること。

※夜間（一般的には、日没から日の出まで）の経済活動のこと。夜間の様々な活動を通じて、地域の魅力や文化を発信し、消費拡大などにつなげる考え方

③公園内の通路や休憩スペース等の確保に留意し、イベント来訪客以外の、一般の市民等による公園利用に配慮したイベントであること。

④イベント内容が次に該当しないこと。

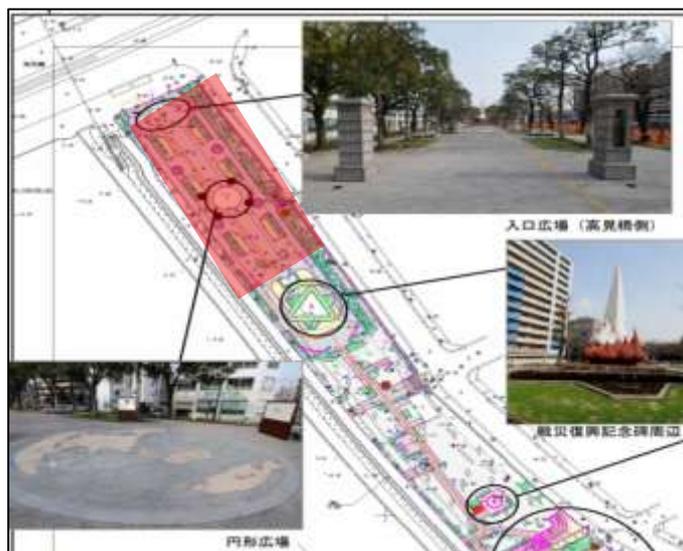
ア 法令や公序良俗に反する又は反するおそれがある。

イ 政治的宗教的な要素を含む。

ウ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなる恐れがある。

(4) イベント実施に係る公園使用料

1平方メートル1日につき106円（市公園条例別表第2）



(内訳)

- ・仮設店舗等の占用に対して、1平方メートル1日につき6円
- ・商行為による公園使用に対して、1平方メートル1日につき100円

例) 面積10㎡の仮設店舗3店で20日間占用(設営日・撤去日含む)する場合

→ $10\text{㎡} \times 3\text{店} \times 106\text{円} \times 20\text{日間} = 63,600\text{円}$

※公園使用料については、事業計画やレイアウト図等を基に個別に計算し算出する。

本件に係る公園使用料の目安を確認したい場合は、観光戦略推進課まで問い合わせること。

※公園使用料は占用期間に対して前納することとし、一度納めた公園使用料は返還しない。

(5) 留意事項

- ①公園占用許可条件(別紙1)の内容について、事前に確認を行うこと。
- ②公園内に電源はないため、必要な場合は実施事業者側で準備すること。また、事業者側で仮設電源の設置等を希望する場合は事前の協議が必要となるので、観光戦略推進課まで問い合わせること。
- ③給排水設備はないため、必要な場合は実施事業者側で準備することとし、公園からの給水や公園及びその周辺への排水は行わないこと。
- ④ごみ(汁物処分含む)は分別して回収し、自己の責任で処分業者へ依頼し、廃棄すること。
- ⑤公園内トイレの清掃は、公園管理者が定期的に行っていますが、それ以上の清掃は必要に応じて実施事業者側で行うこと。
- ⑥公園施設・樹木等を傷つけないよう注意し、必要に応じて養生すること。
- ⑦音の出る行為や照明の設置は、近隣等への迷惑とならないよう、十分に配慮すること。(苦情等の状況によっては、改善を指示する場合があります。)
- ⑧火気を使用する際は、事前に所管の消防署への申請・協議を行い、その指導に従うこと。
- ⑨イベント実施にあたって必要な各種許認可手続き(飲食提供に係る保健所への申請・協議等)については、実施事業者の責任において、事業開始までに完了させること。
- ⑩実施エリア周辺で計画中の「加治屋町1番街区市街地再開発事業」や「甲突川千本桜プロジェクト」等に係る工事等の兼ね合いで、イベント実施時期について調整を依頼する可能性があること。
- ⑪「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト」等、市が実施する取組との連携についても考慮すること。
- ⑫イベントの実施に要する経費は全て実施事業者が負担し、市は負担しない。

3 企画書の提出

企画書には、以下の項目について、遺漏なく詳細を記載すること。

(1) 実施するイベントの内容

①イベント名

②イベントのコンセプト

イベントのコンセプトについて具体的に記載するとともに、イベントの実施によって「賑わい創出」や「天文館や鹿児島中央駅島周辺エリアとの回遊性向上」がどのように図られるか、考えを記載すること。

③イベント実施内容

- ・イベントの実施内容について、具体的に記載すること。
- ・営業タイムスケジュール(準備・片付け含む)について、具体的に記載すること。

④“食の魅力”の活用と“ナイトタイムエコノミー推進”に関する工夫点

“食の魅力”の活用に関する工夫点、夜間の営業ならではの工夫点や、周辺エリアとの回遊性向上につながる取組案等について、具体的に記載すること。

⑤会場レイアウト図

- ・イベントへの来場者のみでなく、一般の市民等による公園利用にも配慮したレイアウトとすること。(通路や休憩スペースの確保等)
 - ・現地の確認・実測等を行う場合は、公園利用者及び周辺住民等に配慮のうえ実施すること。
- ※参考資料 イベント実施場所周辺図(別紙2)

(2) 年間の実施スケジュール

令和8年5月1日～令和9年3月20日まで、月ごとのイベント開催スケジュールを記載すること。

(3) 実施体制

- ・各従事者の氏名・経歴・役割分担等を記載すること。
- ・複数事業者による共同での実施の場合は、各事業者の役割分担等を記載すること。
- ・実施体制については、指揮・連携体制が明確になるようツリー構造で記載することとし、責任者を明記すること。

(4) イベント実施に係る実績見込

イベント会期ごとに、以下の見込を記載すること。

①来場者数見込

②イベント全体での売上見込

(5) 情報発信計画

情報発信の手段、方針等について記載すること。

4 企画書の留意事項

(1) 形式

A4版、縦、横書き、カラー

※両面・片面の制限なし、ページ数は最大12ページまで

※書類はステープルや製本テープで留めず、クリップ留めで提出

※企画書の表紙に、宛名「鹿児島市長」、タイトル「甲突川左岸緑地における賑わい創出イベント企画書」、提出年月日を記載

(2) 企画案数

提出事業者1者につき1案

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

※副本には、企業名、所在地、社章、写真、画像等の企業名が分かるものは記載しない。

(4) 提出期限

令和8年3月30日(月)16時30分まで(必着)

(5) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光戦略推進課戦略係(みなと大通り別館3階)

電話 099-216-1510

電子メールアドレス kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp

(6) 提出方法

直接持参又は郵送(電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。)

※土・日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後4時30分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

5 企画書の選定

- (1) 企画書提出後、選定委員会（書類審査）で選定し、各提出事業者はその結果を通知する。なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断した場合、全ての企画を採用しないことがある。
- (2) 選定委員会において、3(1)～(5)の内容に対し妥当性などの優劣を審査する。
- (3) 選定結果に異議申立ては一切認めない。
- (4) 選定された事業者は、観光戦略推進課と速やかに協議を実施し、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

6 甲突川左岸緑地の公園占用許可手続き

選定委員会で選定された事業者は、観光戦略推進課との協議後、甲突川左岸緑地の使用に係る公園占用許可申請書を提出すること。

7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内 容	日 時
(1) 告示	令和8年3月9日（月）
(2) 質問受付期限	令和8年3月13日（金）正午
(3) 質問回答	令和8年3月18日（水）（予定）
(4) 参加申込書提出期限	令和8年3月19日（木）午後4時30分
(5) 参加資格決定通知	令和8年3月24日（火）（予定）
(6) 企画書提出期限	令和8年3月30日（月）午後4時30分
(7) 書類審査	令和8年4月6日（月）（予定）
(8) 選定結果通知	令和8年4月上旬（予定）

8 質問の受付及び回答

- (1) 募集要項に関して質問がある場合には、質問書（様式5）に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。
 - ①受付期間及び受付時間
公告の日から令和8年3月13日（金）正午まで（期限厳守）
 - ②受付電子メールアドレス
kan-senryaku@city.kagoshima.lg.jp
件名は、「企画提案競技に関する質問」とすること。
- (2) (1)に対する回答は、令和8年3月18日（水）までに、質問者へ電子メールで回答するとともに、質問者名等を伏せた形で市ホームページに掲載する予定である。

9 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

10 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島市は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 審査書類提出から企画書の選定までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (8) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とする。

公園占用許可条件

- 1 都市公園法及び鹿児島市公園条例、同公園条例施行規則を遵守すること。
- 2 公園の占用許可証に記載されている内容及び条件に違反したとき、又は公園管理者において必要がある場合は、占用許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命じることがある。
なお、撤去改修等を命じたときは、指定日までに占用者の負担でこれを履行すること。
- 3 占用許可行為については、公園利用者及び通行人その他に迷惑・危害を与えないよう安全管理に十分留意すること。
- 4 イベント等の全部又は一部において、公園利用者の個人情報（※）を収集しようとする行為を含まないこと。
※個人情報・・・特定の個人を識別することができる情報のこと。
- 5 イベント等の全部又は一部において公園及び公園周辺での無人飛行機（ドローン等）の飛行は行わないこと。
- 6 占用物件の外観及び配置は、都市公園の風致、美観その他都市公園としての機能を害しないものとし、公園の構造及び公園利用上支障とならないよう維持管理すること。
なお、これらのことで公園管理者が指示したときはその指示に従うこと。
- 7 準備等のために車両を乗り入れた場合は、作業終了後、速やかに公園内から出すこと。
- 8 期間満了、工事終了後の後始末は完全に処理し、占用箇所の原形復旧を行い、公園管理者に届け出ること。ゴミ等については、終了後速やかに処理し、公園管理者が復旧箇所の修復等を命じたときは、速やかに改善を行うこと。
- 9 この許可行為に起因して公園管理者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた時は、申請者の責任において損害を賠償し、紛争を解決すること。
- 10 占用権の転貸はできない。
- 11 その他公園管理者の指示に従うこと。
- 12 上記許可条件を十分に認識し、遵守すること。

イベント実施場所周辺図

※あくまで「参考資料」として提示するものであることに留意し、現況の確認や実測等については、公園利用者及び周辺住民等に配慮のうえ、本企画提案競技参加者の責任において実施すること。

